

地区計画の区域内における建築物の制限一覧

令和3年6月30日現在

地区名	建築物の用途制限 (建築してはならない建築物)	容積率の 最高限度	建ぺい率 の最高限 度	建築物の敷地面積の 最低限度	壁面の位置の 制限	建築物の高さの 最高限度	建築物の形態 又は意匠の制限	かき又は さくの構造 の制限
東長岡地区 (A地区) (1住)	次に掲げる建築物以外の建築物 ①一戸建ての専用住宅 ②一定の兼用住宅、公益上必要 な建築物	(200%)	(60%)	200㎡	敷地境界線までの距離1m以上 ただし、次のものは除く (1) 軒の高さが2.3m 以下の車庫等 (2) 外壁(出窓)等の 長さが3m以下で、高 さが5m以下のもの	10m以下 軒の高さ7m以下	—	高さ概ね1.5mの生 垣等とする
東長岡地区 (B地区) (1住)	次に掲げる建築物以外の建築物 ①一戸建ての専用住宅 ②一定の兼用住宅、 公益上必要な建築物 ③共同住宅、寄宿舎、下宿 ④事務所 ⑤診療所				10m以下	—		
吉沢地区 (準工)	次に掲げる建築物 ①住宅 ②共同住宅、寄宿舎、下宿 ③幼稚園、小学校、中学校、高等学校 ④神社、寺院、教会等 ⑤老人ホーム、保育所等 ※ ⑥病院、診療所 ※ ⑦店舗 ※ ⑧飲食店 ※ ⑨畜舎(研究機関の附属施設は除く。) ⑩ボーリング場、スケート場等 ※ ⑪マージャン屋、ばちんこ屋等 ⑫ホテル、旅館 ⑬自動車教習所 ⑭劇場、映画館、演芸場、観覧場若しく は集会場又はナイトクラブその他これ に類する令第130条の7の3に規定する もの ⑮キャバレー、料理店等 ⑯カラオケボックス等 ※就業者の福利厚生のための附属施 設は除く。	(200%)	(60%)	1,000㎡	道路境界線(隅切り 部分は除く)までの距離5m以上 隣地境界線までの距離3m以上	25m以下 (ただし、階段室、 昇降機塔、装飾 塔、物見塔、屋窓 その他これらに類 する建築物は、当 該建築物の高さに 算入するものとし る)	・外壁 ・屋根 ・広告物 (1) 建築物の外 壁・屋根は刺激的 な色彩を避け、美 観・風致を損なわ ないものとする (2) 広告物は、刺 激的な色彩又は装 飾により、美観・風 致を損なわないも のとし、壁面広告 物は、表示される 建築物の高さを超 えないものとする	1mを超える垣・さく 又は門若しくは塀 は、道路境界線か ら2m以上離すもの とする 垣又はさくの構造 は生け垣等とす る。ただし、道路境 界線から2m以上 離す場合はこの限 りではない。門又は 塀の設置は、保安 上必要最低限の範 囲に限るものとし る
城西町地区 (A地区) (1低)	次に掲げる建築物以外の建築物 ①一戸建ての専用住宅 ②一定規模の兼用住宅 ③保育所、幼稚園 ④集会所 ⑤診療所 ⑥公益上必要な建築物 ⑦上記に附属するもの	(80%)	(40%)		(1m以上)	(10m以下)		
城西町地区 (B地区) (2中高)	次に掲げる建築物 ①畜舎 ②神社、寺院、教会等	(200%)	(60%)	200㎡ (公衆便所、警察官派 出所等これらに類する 建築物で公益上必要な ものは、この限りでない。)	敷地境界線までの距離1m以上。ただし、 次のものは除く (1) 軒の高さが2.3m 以下で床面積の合計 が10㎡以下の物置 等 (2) 軒の高さが2.3m 以下の車庫 (3) 出窓等の長さが3 m以下のもの	17m以下	・屋根 ・外壁 (屋根や外壁等の 色彩は、住宅地に ふさわしいものと し、美観を損なうよ うな色彩は避け、 周囲との調和を図 るよう努めるもの とする)	高さ概ね1.5mの生 け垣等とする
城西町地区 (C地区) (準工)	次に掲げる建築物以外の建築物 ①食堂若しくは喫茶店、理髪店、洋服 店、米屋、学習塾、物品販売業を営む 店舗、銀行の支店等で2階以下のもの ②ガソリンスタンド内に設置する作業場 で、床面積の合計が50㎡を超えないも の。ただし、作業内容が洗車・タイヤ交 換・オイル交換に限る ③上記の建築物に附属するもの。た だし、畜舎及び一定の量を超える危険物 の貯蔵又は処理に供するものを除く ④B地区で建築できるもの。ただし、公 衆浴場は除く				隣地境界線までの距離2m以上 地区施設として定め た緑地の境界線まで の距離1m以上			

()内の数値は、用途地域において定められた制限。

地区計画の区域内における建築物の制限一覧

令和3年6月30日現在

地区名	建築物の用途制限 (建築してはならない建築物)	容積率の 最高限度	建ぺい率 の最高限 度	建築物の敷地面積の 最低限度	壁面の位置の 制限	建築物の高さの 最高限度	建築物の形態 又は意匠の制限	かき又は さくの構造 の制限
八幡河原地区 (1住)	次に掲げる建築物以外の建築物 ①一戸建ての専用住宅 ②一定規模の兼用住宅 ③公益上必要な建築物 ④上記に附属するもの	100%	50%	—	敷地境界線までの距離1m以上。ただし、次のものは除く (1)軒の高さが2.3m以下で、床面積の合計が10㎡以下の物置等 (2)軒の高さが2.3m以下の車庫 (3)出窓等の長さが3m以下のもの	10m以下	屋根 外壁 (屋根や外壁等の色彩は、住宅地にふさわしいものとし、美観を損なうような色彩は避け、周囲との調和を図るよう努めるものとする)	高さ概ね1.5mの生け垣等とする
石原町 下小林町地区 (商業)	次に掲げる建築物 ①キャバレー、料理店その他これらに類するもの ②個室付き浴場業に係る公衆浴場等 ③ナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に規定するもの ④住宅 ⑤兼用住宅 ⑥共同住宅、寄宿舎、下宿 ⑦マージャン屋、ばちんこ屋等 ⑧一定規模以外の工場	(200%)	60%	10,000㎡ (公衆便所、警察官派出所等これらに類する建築物で公益上必要なものは、この限りでない。)	道路境界線(隅切り部分は除く)までの距離5m以上 隣地境界線までの距離3m以上	25m以下	屋根 外壁 広告物 (吉沢地区と同様)	—
市場前原地区 (A地区) (準工)	次に掲げる建築物 ①マージャン屋、ばちんこ屋等 ②カラオケボックス等 ③キャバレー、料理店、等 ④劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に規定するもの ⑤ボーリング場、スケート場	(200%)	(60%)	—	—	—	—	—
市場前原地区 (B地区) (準工)	次に掲げる建築物 ①マージャン屋、ばちんこ屋等 ②カラオケボックス等 ③キャバレー、料理店、等 ④劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に規定するもの ⑤ボーリング場、スケート場等 ⑥住居の環境を害する恐れのある工場、危険物の貯蔵又は処理に供する施設等 ⑦店舗、事務所、ホテル等で面積が3,000㎡を超えるもの							
市野井 反町地区 (商業)	次に掲げる建築物 ①住宅 ②ホテル又は旅館 ③自動車教習所 ④倉庫業を営む倉庫 ⑤畜舎(犬、猫等の小動物の畜舎で15㎡を超えないものを除く。) ⑥工場(店舗に附属する作業場及び自動車修理工場を除く。) ⑦建築基準法施行令第130条の9で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 ⑧「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項及び第6項に規定する営業を営む施設	(200%)	(80%)	200㎡	敷地境界線までの距離1m以上 ただし、次のものは除く (1)軒の高さが2.3m以下で周囲を囲わない車庫等 (2)外壁(出窓)等の長さが3m以下で、高さが5m以下のもの 主要地方道前橋館林線に接する部分については、道路中心線から14.5m以上	—	・外壁 ・屋根 ・広告物 (1)建築物の外壁・屋根は刺激的な色彩を避け、美観・風致を損なわないものとする (2)広告物は、刺激的な色彩又は装飾により、美観・風致を損なわないものとし、壁面広告は、表示される建築物の高さを超えないものとする	樹木、生垣又は透視可能な材料によるネットフェンス等とする。ただし、フェンス等の基礎で道路高より70cm以下のもの、あるいは、門にあってはこの限りでない
太田さくら工業 団地地区 (工専)	次に掲げる建築物 ①店舗等 ②カラオケボックス等 ③神社、寺院、教会等 ④公衆浴場、診療所、保育所等 ⑤老人福祉センター、児童厚生施設等 ⑥畜舎 ⑦政令第130条の6で定める第2種中高層住居専用地域内に建築することができる工場 ⑧一般廃棄物又は産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。)	(200%)	(50%)	1,000㎡	(1)道路境界線までの距離 3m以上 (2)隣地等境界線までの距離 1m以上	20m以下	屋根 外壁 (屋根や外壁等の色彩は、美観を損なうような色彩は避け、周囲との調和を図るよう努めるものとする)	道路境界線から3m以内に設置する垣又はさく等については、生け垣等(フェンス、さく等)とし、ブロック塀その他これに類する不透視性の塀等は、設置してはならない。ただし、高さ0.6m以下の部分についてはこの限りではない。

()内の数値は、用途地域において定められた制限。

地区計画の区域内における建築物の制限一覧

令和3年6月30日現在

地区名	建築物の用途制限 (建築してはならない建築物)	容積率の 最高限度	建ぺい率 の最高限 度	建築物の敷地面積の 最低限度	壁面の位置の 制限	建築物の高さの 最高限度	建築物の形態 又は意匠の制限	かき又は さくの構造 の制限
大島地区 (A地区) (1住)	次に掲げる建築物以外の建築物 ① 病院 ② 病院に附属する建築物 ③ 日用品販売店舗又は食堂で床面積の合計が150㎡を超えないもの ④ 当該地に設置する病院に勤務する職員及びその家族のための寮 ⑤ 看護学校 ⑥ 保育所等 ⑦ 前各号の建築物に附属するもの。ただし、政令第130条の5で定めるものを除く			1,000㎡	—	—		
大島地区 (B地区) (1住)	次に掲げる建築物以外の建築物 ① 住宅 ② 共同住宅、寄宿舎又は下宿 ③ 次に掲げる業種を営む店舗又は店舗併用住宅で床面積の合計が1,500㎡を超えないもの 調剤薬局、日用品販売店舗、花小売業、果実小売業、菓子小売業、喫茶店、食堂 ④ 事務所(一部のものを除く。)等で床面積の合計が1,500㎡を超えないもの ⑤ 学校、図書館、学習塾等 ⑥ 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他等 ⑦ 巡査派出所、公衆電話所等で政令第130条の4で定める公益上必要な建築物 ⑧ 前各号の建築物に附属するもの。ただし、政令第130条の5で定めるものを除く。	(200%)	(60%)	200㎡ (公衆便所、警察官派出所等これらに類する建築物で公益上必要なものは、この限りでない。)	敷地境界線(擁壁のある部分は擁壁最上部外側)までの距離1m以上 ただし、次のものは除く (1)物置その他これに類する用途に供するもので、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が10㎡以下のもの (2)軒の高さが2.3m以下の車庫 (3)出窓等で、外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの	12m以下	屋根 外壁 (屋根や外壁等の色彩は、美観を損なうような色彩は避け、周囲との調和を図るよう努めるものとする)	道路の境界線に沿って設置する垣又はさく等については、生け垣等(フェンス、さく等)とし、ブロック塀その他これに類する不透視性の塀等は、設置してはならない。
大島地区 (C地区) (1住)	次に掲げる建築物以外の建築物 ① 店舗、飲食店等 ② 前号の建築物に附属するもの。ただし、政令第130条の5で定めるものを除く。 ③ 前2号に掲げるもののほか、B地区で建築できるもの							
東長岡伊豆山地区(A地区) (1低層)	次に掲げる建築物(2階以下に限る)以外の建築物 ① 専用住宅(一戸建) ② 住宅(一戸建)で事務所、店舗等の用途を兼ねるものうち政令第130条の3で定めるもの ③ 保育所又は幼稚園 ④ 集会所 ⑤ 診療所 ⑥ 巡査派出所、公衆電話所等の政令第130条の4で定める公益上必要な建築物 ⑦ 前各号の建築物に附属するもの。ただし、政令第130条の5で定めるものを除く。	(80%)	(40%)	180㎡ (公衆便所、巡査派出所等これらに類する建築物で公益上必要なものは、この限りでない。)	敷地境界線(擁壁のある部分は擁壁最上部外側)までの距離1m以上 ただし、次のものは除く (1)物置その他これに類する用途に供するもので、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以下のもの (2)軒の高さが2.3m以下の車庫 (3)出窓等で、外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの	10m以下 軒の高さ7m以下	屋根 外壁 (屋根や外壁等の色彩は、住宅地にふさわしいものとし、美観を損なうような色彩は避け、周囲との調和を図るよう努めるものとする)	1 隣地境界線上に設ける垣又はさくの高さは、1.0m以下でなければならない。ただし、公共公益施設の用に供する建築物等の保安上必要なさくは、この限りでない。 2 道路境界線に面して設ける垣又はさくは、生け垣とし、高さは1.5m以下でなければならない。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。 ①地盤面からの高さか0.5m以下の部分又は門及び門柱 ②門の袖で、その長さが1.5m以下のもの ③公共公益施設の用に供する建築物等の保安上必要なさく
東長岡伊豆山地区(B地区) (1低層)	次に掲げる建築物(2階以下に限る)以外の建築物 ① 住宅 ② 共同住宅 ③ 前2号の建築物に附属するもの。ただし、政令第130条の5で定めるものを除く。 ④ 前3号に掲げるもののほか、A地区で建築できるもの							
東長岡伊豆山地区(C地区) (1住)	次に掲げる建築物以外の建築物 ① 店舗、飲食店等の用途に供するもの(政令第130条の5の2の各号及び政令第130条の5の3の各号に規定するもの(2階以下のものに限る。))で、床面積の合計が1,500㎡を超えないもの ② 事務所(一部のものを除く。)等(2階以下のものに限る。)で床面積の合計が1,500㎡を超えないもの ③ 学校、図書館等 ④ 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等 ⑤ 前各号の建築物に附属するもの。ただし、政令第130条の5で定めるものを除く。 ⑥ 前各号に掲げるもののほか、B地区で建築できるもの	(200%)	(60%)	150㎡ (公衆便所、巡査派出所等これらに類する建築物で公益上必要なものは、この限りでない。)		10m以下		隣地、道路等の境界線に沿って設置する垣又はさくの高さは、1.5m以下でなければならない。ただし、公共公益施設の用に供する建築物等の保安上必要なさくは、この限りでない。

()内の数値は、用途地域において定められた制限。

地区計画の区域内における建築物の制限一覧

令和3年6月30日現在

地区名	建築物の用途制限 (建築してはならない建築物)	容積率の 最高限度	建ぺい率 の最高限 度	建築物の敷地面積の 最低限度	壁面の位置の 制限	建築物の高さの 最高限度	建築物の形態 又は意匠の制限	かき又は さくの構造 の制限
飯塚地区 (A地区) (近商)	次に掲げる建築物 ① 専用住宅 ② 共同住宅、寄宿舍又は下宿 ③ ホテル又は旅館 ④ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、 勝馬投票券販売所、場外車券売場等 ⑤ 自動車教習所 ⑥ 倉庫業を営む倉庫 ⑦ 畜舎(犬、猫等の小動物の畜舎で15 ㎡を超えないものを除く。) ⑧ 工場(店舗に付属する作業場及び 自動車修理工場を除く。) ⑨ 政令第130条の9で定める危険物の 貯蔵又は処理に供する建築物	(200%)	(60%)	1,000㎡ (公衆便所、警察官派 出所等これらに類する 建築物で公益上必要な ものは、この限りでない。)	敷地境界線までの距 離 2m以上 ただし、次のものは 除く (1)物置その他これに 類する用途に供する もので、軒の高さが 2.3m以下で、かつ、 床面積の合計が10 ㎡ 以下のもの (2)軒の高さが2.3m 以下の車庫 (3)出窓等で、外壁又 はこれに代わる柱の 中心線の長さの合計 が3m以下のもの	25m以下	屋根 外壁 広告物 (吉沢地区と同様)	—
飯塚地区 (B地区) (近商)	次に掲げる建築物 ① 店舗、事務所等で床面積の合計が 3,000㎡を超えるもの ② カラオケボックス等 ③ ホテル又は旅館 ④ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、 勝馬投票券販売所、場外車券売場等 ⑤ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 のうち客席の部分の床面積の合計が 200㎡以上のもの ⑥ 自動車教習所 ⑦ 倉庫業を営む倉庫 ⑧ 畜舎(犬、猫等の小動物の畜舎で15 ㎡を超えないものを除く。) ⑨ 工場(店舗に付属する作業場及び 自動車修理工場で作業場の床面積の 合計が150㎡を超えないものを除く。) ⑩ 政令第130条の9で定める危険物の 貯蔵又は処理に供する建築物			200㎡ (公衆便所、警察官派 出所等これらに類する 建築物で公益上必要な ものは、この限りでない。)	敷地境界線までの距 離 1m以上 ただし、次のものは 除く (1)物置その他これに 類する用途に供する もので、軒の高さが 2.3m以下で、かつ、 床面積の合計が10 ㎡ 以下のもの (2)軒の高さが2.3m 以下の車庫 (3)出窓等で、外壁又 はこれに代わる柱の 中心線の長さの合計 が3m以下のもの (4)住宅の用に供する もの	20m以下		
飯塚地区 (C地区) (近商)	次に掲げる建築物 ① 神社、寺院、教会その他これらに類 するもの ② 公衆浴場 ③ 診療所(主たる建築物の就業者の福 利厚生のための附帯施設として設ける ものは除く。) ④ 老人福祉センター、児童厚生施設そ の他これらに類するもの ⑤ 畜舎 ⑥ 自動車教習所 ⑦ カラオケボックスその他これに類する もの ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法 律第2条第2項に規定する一般廃棄物 又は第4項に規定する産業廃棄物の処 理施設(工場その他の建築物に附属す るもので、当該建築物において生じた 廃棄物のみの処理に供するものを除 く。) ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第2条第1項、第6項 から第11項まで及び第13項のいずれ かに規定する営業の用に供するもの (前各号及び建築基準法別表第2(わ) 項に規定されるものを除く。)			200㎡	都市計画道路境界 線までの距離 1m 以上 ただし、次のものは 除く (1)物置その他これに 類する用途に供する もので、軒の高さが 2.3m以下で、かつ、 床面積の合計が10 ㎡ 以下のもの (2)軒の高さが2.3m 以下の車庫 (3)出窓等で、外壁又 はこれに代わる柱の 中心線の長さの合計 が3m以下のもの	12m以下		
別所脇屋地区 (A地区) (工専)	次に掲げる建築物 ① 神社、寺院、教会その他これらに類 するもの ② 公衆浴場 ③ 診療所(主たる建築物の就業者の福 利厚生のための附帯施設として設ける ものは除く。) ④ 老人福祉センター、児童厚生施設そ の他これらに類するもの ⑤ 畜舎 ⑥ 自動車教習所 ⑦ カラオケボックスその他これに類する もの ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法 律第2条第2項に規定する一般廃棄物 又は第4項に規定する産業廃棄物の処 理施設(工場その他の建築物に附属す るもので、当該建築物において生じた 廃棄物のみの処理に供するものを除 く。) ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第2条第1項、第6項 から第11項まで及び第13項のいずれ かに規定する営業の用に供するもの (前各号及び建築基準法別表第2(わ) 項に規定されるものを除く。)	(200%)	(60%)	200㎡	(1) 道路境界線まで の距離 3m以上 (2) 隣地等境界線ま での距離 1m以上	20m以下	・屋根 ・外壁 ・広告物 色彩は、美観を損 なわなような色 彩は避け周囲との 調和を損なわな いものとする。 ・壁面広告物 表示される建築物 の高さを超えない ものとする。	道路境界線から3 m以内に設置する 垣又はさく等につ いては、生け垣等 (フェンス、さく等)と し、ブロック塀その 他これに類する不 透視性の塀等は、 設置してはならな い。 ただし、高さ0.6m以 下の部分については この限りではない。

()内の数値は、用途地域において定められた制限。

地区計画の区域内における建築物の制限一覧

令和3年6月30日現在

地区名	建築物の用途制限 (建築してはならない建築物)	容積率の 最高限度	建ぺい率 の最高限 度	建築物の敷地面積の 最低限度	壁面の位置の 制限	建築物の高さの 最高限度	建築物の形態 又は意匠の制限	かき又は さくの構造 の制限
別所脇屋地区 (B地区) (準工)	次に掲げる建築物 ①住宅 ②共同住宅、寄宿舎又は下宿 ③店舗のうちその用途に供する部分の 床面積の合計が10,000㎡を超えるもの 又は物品販売業を営む店舗若しくは飲食店 ※ ④学校(幼保連携型認定こども園を除く。) ⑤神社、寺院、教会その他これらに類 するもの ⑥図書館、博物館その他これらに類す るもの ⑦公衆浴場 ⑧診療所 ※ ⑨病院 ※ ⑩老人ホーム、福祉ホームその他これ らに類するもの ⑪老人福祉センター、児童厚生施設そ の他これらに類するもの ⑫畜舎 ⑬ポーリング場、スケート場、水泳場そ の他これらに類する建築基準法施行令 第130条の6の2に規定する運動施設 ※ ⑭マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場そ の他これらに類するもの ⑮ホテル又は旅館 ⑯自動車教習所 ⑰劇場、映画館、演芸場若しくは観覧 場又はナイトクラブその他これに類する 建築基準法施行令第130条の7の3に規 定するもの ⑱カラオケボックスその他これに類す るもの ⑲廃棄物の処理及び清掃に関する法 律第2条第2項に規定する一般廃棄物 又は第4項に規定する産業廃棄物の処 理施設(工場その他の建築物に附属す るもので、当該建築物において生じた 廃棄物のみの処理に供するものを除 く。) ⑳風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第2条第1項、第6項 から第11項まで及び第13項のいづれ かに規定する営業の用に供するもの (前各号及び建築基準法別表第2(る) 項に規定されるものを除く。) ※主たる建築物の就業者の福利厚生 のための附帯施設として設けるものは 除く。	(200%)	(60%)	200㎡	(1) 道路境界線まで の距離 3m以上 (2) 隣地等境界線ま での距離 1m以上	20m以下	・屋根 ・外壁 ・広告物 色彩は、美観を損 なわないような色 彩は避け周囲との 調和を損なわない ものとする。 ・壁面広告物 表示される建築物 の高さを超えない ものとする。	道路境界線から3 m以内に設置する 垣又はさく等につ いては、生け垣等 (フェンス、さく等)と し、ブロック塀その 他これに類する不 透視性の塀等は、 設置してはならな い。 ただし、高さ0.6m以 下の部分について はこの限りではな い。
別所脇屋地区 (C地区) (準工)	次に掲げる建築物 ①B地区で建築できないもの(①～③、 ⑩及び⑫を除く。) ②一戸建ての住宅、兼用住宅 ③風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第2条第1項、第6項 から第11項まで及び第13項のいづれ かに規定する営業の用に供するもの (前各号及び建築基準法別表第2(る) 項に規定されるものを除く。) ④畜舎(15㎡を超えないものを除く。)			200㎡				
別所脇屋地区 (D地区) (準工)	次に掲げる建築物 ①B地区で建築できないもの(①、② 及び⑫を除く。) ②畜舎(15㎡を超えないものを除く。)			200㎡	隣地、道路境界線ま での距離 1m以上 ただし、次のものは 除く (1) 物置その他これ に類する用途に供 し、軒の高さが2.3 m以下で、かつ、床 面積の合計が10㎡ 以内のもの (2) 車庫、駐輪場の 用途に供し、軒の高 さが2.3m以下のも の (3) 出窓等で、外壁 等の中心線の長さの 合計が3m以下のも の			

()内の数値は、用途地域において定められた制限。

地区計画の区域内における建築物の制限一覧

令和3年6月30日現在

地区名	建築物の用途制限 (建築してはならない建築物)	容積率の 最高限度	建ぺい率 の最高限 度	建築物の敷地面積の 最低限度	壁面の位置の 制限	建築物の高さの 最高限度	建築物の形態 又は意匠の制限	かき又は さくの構造 の制限
吉沢原宿地区 (A地区) (工専)	次に掲げる建築物 ①店舗等 ②カラオケボックス等 ③神社、寺院、教会等 ④公衆浴場等 ⑤老人福祉センター、児童厚生施設等 ⑥自動車教習所 ⑦畜舎 ⑧政令第130条の6で定める第2種中高層住居専用地域内に建築することができる工場 ⑨一般廃棄物又は産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。)				(1) 道路境界線までの距離 5m以上 (2) 隣地等境界線までの距離 3m以上 ※隅切り部分は除く			1mを超える垣・さく又は門若しくは塀は、道路境界線(隅切り部は除く。)から2m以上離すものとし、隣地境界線にあっては、当該隣地境界線上とする。 垣又はさくの構造は生け垣又は透視性のあるフェンス等とする。ただし、道路境界線(隅切り部は除く。)から2m以上離す場合又は隣地境界線に設ける場合はこの限りではない。 門又は塀の設置は、保安上必要最低限の範囲に限るものとする。
吉沢原宿地区 (B地区) (準工)	次に掲げる建築物 ①住宅、兼用住宅 ②共同住宅、寄宿舎又は下宿 ③店舗(次に掲げるものを除く。) ア 工場の同一棟内に存する機械器具卸売業(自動車卸売業を除く。)を営む店舗(この用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以下のものに限る。) イ 病院又は診療所の同一棟内に存する調剤薬局を営む店舗(この用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以下のものに限る。) ウ 就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるもの ④飲食店 ※ ⑤幼稚園、小学校、中学校又は高等学校 ⑥神社、寺院、教会等 ⑦図書館等 ⑧公衆浴場等 ⑨老人ホーム、福祉ホーム等 ⑩老人福祉センター、児童厚生施設等 ⑪畜舎 ⑫ボーリング場、スケート場、水泳場等 施行令第130条の6の2で定める運動施設 ※ ⑬マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝負投票券発売所、場外車券売場等 ⑭ホテル又は旅館 ⑮自動車教習所 ⑯劇場、映画館、演芸場、観覧場 ⑰風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び6項から11項に規定する営業の用に供する建築物 ⑱カラオケボックス等 ⑲一般廃棄物又は産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。) ※就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。	(200%)	(60%)	1,000㎡ (公共の用に供するものについては、この限りでない。)	(1) 道路境界線までの距離 3m以上 (2) 隣地等境界線までの距離 1m以上 ※隅切り部分は除く	25m以下 (ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物は、当該建築物の高さに算入するものとする)	・外壁 ・屋根 ・広告物 (1) 建築物の外壁・屋根は刺激的な色彩を避け、美観・風致を損なわないものとする (2) 広告物は、刺激的な色彩又は装飾により、美観・風致を損なわないものとし、壁面広告物は、表示される建築物の高さを超えないものとする	道路境界線から3m以内に設置する垣又はさく等については、生け垣等(フェンス、さく等)とし、ブロック塀その他これに類する不透視性の塀等は、設置してはならない。 ただし、高さ0.6m以下の部分についてはこの限りではない。
吉沢原宿地区 (C地区) (準工)	次に掲げる建築物 ①B地区で建築できないもの(③を除く。) ②店舗(床面積が1,500㎡を超えないものを除く。)			—				

()内の数値は、用途地域において定められた制限。

地区計画の区域内における建築物の制限一覧

令和3年6月30日現在

地区名	建築物の用途制限 (建築してはならない建築物)	容積率の 最高限度	建ぺい率 の最高限 度	建築物の敷地面積の 最低限度	壁面の位置の 制限	建築物の高さの 最高限度	建築物の形態 又は意匠の制限	かき又は さくの構造 の制限
東長岡西地区 (A地区) (工専)	次に掲げる建築物 ①店舗等 ②カラオケボックス等 ③神社、寺院、教会等 ④公衆浴場、診療所、保育所等 ⑤老人福祉センター、児童厚生施設等 ⑥自動車教習所 ⑦畜舎 ⑧政令第130条の6で定める第2種中高層住居専用地域内に建築することができる工場 ⑨一般廃棄物又は産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。)	(200%)	(60%)	—	—	—	—	—
東長岡西地区 (B地区) (準工)	次に掲げる建築物 ①店舗及び飲食店 ②ホテル又は旅館 ③畜舎 ④ボーリング場、スケート場、水泳場等 施行令第130条の6の2で定める運動施設(就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。) ⑤マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等 ⑥劇場、映画館、演芸場、観覧場 ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び6項から11項に規定する営業の用に供する建築物 ⑧カラオケボックス等 ⑨幼稚園、小学校、中学校又は高等学校 ⑩大学、高等専門学校、専修学校等 ⑪図書館等 ⑫神社、寺院、教会等 ⑬病院 ⑭公衆浴場、診療所、保育所等 ⑮老人ホーム、身体障がい者福祉ホーム等 ⑯老人福祉センター、児童厚生施設等 ⑰自動車教習所 ⑱一般廃棄物又は産業廃棄物の処理施設	(200%)	(60%)	—	—	—	—	—
矢場工業団地 地区 (A地区) (調整)	次に掲げる建築物 ①建築基準法別表第2(わ)項に掲げるもの ②店舗、飲食店、展示場、遊技場等 ③幼保連携型認定こども園 ④神社、寺院、教会等 ⑤公衆浴場 ⑥診療所 ⑦保育所等 ⑧老人福祉センター、児童厚生施設等 ⑨自動車教習所 ⑩畜舎(15mを超えないものを除く。) ⑪政令第130条の6で定める第2種中高層住居専用地域内に建築することができる工場 ⑫建築基準法別表第2(る)項第1号及び第2号に掲げるもの ⑬結婚式場、葬祭場等	(200%)	60%	1,000㎡ (公共の用に供するものについては、この限りでない。)	—	20m以下 (ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物は、当該建築物の高さに算入するものとする)	・外壁 ・屋根 ・広告物 (1)建築物の外壁・屋根は刺激的な色彩を避け、美観・風致を損なわないものとする (2)壁面広告物は、表示される建築物の高さを超えないものとする	—
矢場工業団地 地区 (B地区) (調整)	次に掲げる建築物 ①建築基準法別表第2(わ)項に掲げるもの ②店舗、飲食店、展示場、遊技場等 ③幼保連携型認定こども園 ④神社、寺院、教会等 ⑤公衆浴場 ⑥診療所 ⑦保育所等 ⑧老人福祉センター、児童厚生施設等 ⑨自動車教習所 ⑩畜舎(15mを超えないものを除く。) ⑪政令第130条の6で定める第2種中高層住居専用地域内に建築することができる工場 ⑫結婚式場、葬祭場等							

()内の数値は、用途地域において定められた制限。

地区計画の区域内における建築物の制限一覧

令和3年6月30日現在

地区名	建築物の用途制限 (建築してはならない建築物)	容積率の 最高限度	建ぺい率 の最高限 度	建築物の敷地面積の 最低限度	壁面の位置の 制限	建築物の高さの 最高限度	建築物の形態 又は意匠の制限	かき又は さくの構造 の制限
新田北部工業 団地北地区 (A地区) (非線引き)	次に掲げる建築物 ①住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿 ②店舗その他これに類するもの ③ホテル又は旅館 ④ホーリング場、スケート場、水泳場そ の他これらに類する建築基準法施行令 第130条の6の2で定める運動施設(就 業者の福利厚生のための附帯施設とし て設けるものは除く。) ⑤カラオケボックスその他これに類する もの ⑥マージャン屋、ばちこ屋、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場そ の他これらに類するもの ⑦劇場、映画館、演芸場若しくは観覧 場又はナイトクラブその他これに類する 建築基準法施行令第130条の7の3に 規定するもの ⑧風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第2条第1項及び第 6項から第11項に規定する営業の用 に供する建築物 ⑨学校(幼保連携型認定こども園を除 く。) ⑩図書館その他これに類するもの ⑪病院 ⑫老人ホーム、身体障害者福祉ホーム その他これらに類するもの ⑬老人福祉センター、児童厚生施設そ の他これらに類するもの ⑭自動車教習所 ⑮準工業地域内に建築できない工場 ⑯商業地域内に建築できない危険物 の貯蔵又は処理に供する建築物 ⑰一般廃棄物又は産業廃棄物の処理 施設(工場その他の建築物に附属する もので、当該建築物において生じた廃 棄物のみ処理に供するものを除く。)	200%	60%	1,000㎡ (公共の用に供するも のについては、この限 りでない。)	(1) 道路境界線及び 隣地等境界線までの 距離 1m以上 (B地区との区域界と なっている隣地等境 界線 5m)	31m以下	・外壁 ・屋根 ・広告物 (1) 建築物の外 壁・屋根は刺激的 な色彩を避け、美 観・風致を損なわ ないものとする (2) 壁面広告物 は、表示される建 築物の高さを超え ないものとする	—
新田北部工業 団地北地区 (B地区) (非線引き)	次に掲げる建築物 ①A地区で建築できないもの(一戸建て 住宅並びに就業者の福利厚生のため に設ける長屋、共同住宅、寄宿舍及び 下宿は除く。)			—	(1) 道路境界線及び 隣地等境界線までの 距離 次に掲げるもの を除き 1m以上 ① 物置その他これ に類する用途に供 し、軒の高さが2.3 メートル以下で、か つ、床面積の合計が 10平方メートル以内 のもの ② 車庫等の用途に 供し、軒の高さが2.3 メートル以下のもの ③ 出窓等で、外壁等 の中心線の長さの合 計が3メートル以下の もの			

()内の数値は、用途地域において定められた制限。

地区計画の区域内における建築物の制限一覧

令和3年6月30日現在

地区名	建築物の用途制限 (建築してはならない建築物)	容積率の 最高限度	建ぺい率 の最高限 度	建築物の敷地面積の 最低限度	壁面の位置の 制限	建築物の高さの 最高限度	建築物の形態 又は意匠の制限	かき又は さくの構造 の制限
<p>数塚工業団地 地区 (非線引き)</p>	<p>次に掲げる建築物 ①住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 ②店舗その他これに類するもの(就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるもの及び工場に併設し、製造品の直売所として設けるもので床面積300㎡以下のものは除く。) ③ホテル又は旅館 ④ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設(就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。) ⑤カラオケボックスその他これに類するもの ⑥マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ⑦劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3に規定するもの ⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項から第11項に規定する営業の用に供する建築物 ⑨学校(幼保連携型認定こども園を除く。) ⑩図書館その他これに類するもの ⑪病院 ⑫老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ⑬老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ⑭自動車教習所 ⑮商業地域内に建築できない危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 ⑯一般廃棄物又は産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。)</p>	200%	60%	1,000㎡ (公共の用に供するものについては、この限りでない。)	(1) 道路境界線については5m以上 (ただし、幅員9m以上の道路の境界線については1m以上) (2) 隣地等境界線については1m以上	31m以下	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁 ・屋根 ・広告物 <p>(1) 建築物の外壁・屋根は刺激的な色彩を避け、美観・風致を損なわないものとする (2) 壁面広告物は、表示される建築物の高さを超えないものとする</p>	—
<p>新田東部工業 団地第二地区 (A、C地区) (工専)</p>	<p>①店舗、飲食店その他これらに類するもの ②カラオケボックスその他これに類するもの ③神社、寺院、教会その他これらに類するもの ④公衆浴場、診療所、保育所(就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。) ⑤老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ⑥自動車教習所 ⑦床面積の合計が十五平方メートルを超える畜舎 ⑧建築基準法施行令第130条の6で定める第2種中高層住居専用地域内に建築することができる工場 ⑨一般廃棄物又は産業廃棄物の施設(工場その他の建築物に附属するもので当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。)</p>	(200%)	(60%)	1,000㎡	(1) 道路境界線については3m以上 (2) 隣地等境界線については1m以上	31m以下	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根 ・外壁 ・広告物 <p>色彩は、美観を損なわないような色彩は避け周囲との調和を損なわないものとする。また壁面広告物については、表示される建築物の高さを超えないものとする。</p>	—

()内の数値は、用途地域において定められた制限。

地区計画の区域内における建築物の制限一覧

令和3年6月30日現在

地区名	建築物の用途制限 (建築してはならない建築物)	容積率の 最高限度	建ぺい率 の最高限 度	建築物の敷地面積の 最低限度	壁面の位置の 制限	建築物の高さの 最高限度	建築物の形態 又は意匠の制限	かき又は さくの構造 の制限
新田東部工業 団地第二地区 (B地区) (工専)	次に掲げる建築物 ①店舗、飲食店その他これらに類するもの ②カラオケボックスその他これに類するもの ③神社、寺院、教会その他これらに類するもの ④公衆浴場、診療所、保育所(就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。) ⑤老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ⑥自動車教習所 ⑦床面積の合計が十五平方メートルを超える畜舎 ⑧建築基準法施行令第130条の6で定める第2種中高層住居専用区域内に建築することができる工場 ⑨一般廃棄物又は産業廃棄物の施設(工場その他の建築物に附属するもので当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。)	(200%)	(60%)	1,000㎡	(1)道路境界線については5m以上 (2)隣地等境界線については1m以上	31m以下	・屋根 ・外壁 ・広告物 色彩は、美観を損なわないような色彩は避け周囲との調和を損なわないものとする。 ・壁面広告物 表示される建築物の高さを超えないものとする。	—
境北部工業団 地第二地区 (工専)	次に掲げる建築物 ①店舗、飲食店その他これらに類するもの ②カラオケボックスその他これに類するもの ③神社、寺院、教会その他これらに類するもの ④公衆浴場、診療所、保育所(就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。) ⑤老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ⑥自動車教習所 ⑦床面積の合計が十五平方メートルを超える畜舎 ⑧建築基準法施行令第130条の6で定める第2種中高層住居専用区域内に建築することができる工場 ⑨一般廃棄物又は産業廃棄物の施設(工場その他の建築物に附属するもので当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。)	(200%)	(60%)	1,000㎡	—	31m以下	・屋根 ・外壁 ・広告物 色彩は、美観を損なわないような色彩は避け周囲との調和を損なわないものとする。 ・壁面広告物 表示される建築物の高さを超えないものとする。	—
東金井東今泉 地区(A地区) (工専)	次に掲げる建築物 ①カラオケボックスその他これに類するもの ②神社、寺院、教会その他これらに類するもの ③公衆浴場 ④診療所(主たる建築物の就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。) ⑤老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ⑥自動車教習所 ⑦畜舎 ⑧廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物又は第4項に規定する産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。) ⑨風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに規定する営業の用に供するもの(前各号及び建築基準法別表第2(わ)項に規定されるものを除く。)	(200%)	(60%)	1,000㎡	(1)隣地等境界線については3m以上(壁面の位置の制限を受ける場合に限る) (2)(1)以外の部分については1m以上 ※隅切り部分は除く	31m以下	・屋根 ・外壁 ・広告物 色彩は、美観を損なわないような色彩は避け周囲との調和を損なわないものとする。 ・壁面広告物 表示される建築物の高さを超えないものとする。	—

()内の数値は、用途地域において定められた制限。

地区計画の区域内における建築物の制限一覧

令和3年6月30日現在

地区名	建築物の用途制限 (建築してはならない建築物)	容積率の 最高限度	建ぺい率 の最高限 度	建築物の敷地面積の 最低限度	壁面の位置の 制限	建築物の高さの 最高限度	建築物の形態 又は意匠の制限	かき又は さくの構造 の制限
東金井東今泉 地区(B地区) (工業)	次に掲げる建築物 ①住宅 ②共同住宅、寄宿舎又は下宿 ③物品販売業を営む店舗又は飲食店 ※ ④ボーリング場、スケート場、水泳場そ の他これらに類する建築基準法施行令 第130条の6の2に規定する運動施設 ※ ⑤カラオケボックスその他これに類する もの ⑥マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場そ の他これらに類するもの ⑦図書館、博物館その他これらに類す るもの ⑧神社、寺院、教会その他これらに類 するもの ⑨公衆浴場 ⑩診療所 ※ ⑪老人ホーム、福祉ホームその他これ らに類するもの ⑫老人福祉センター、児童厚生施設そ の他これらに類するもの ⑬自動車教習所 ⑭畜舎 ⑮廃棄物の処理及び清掃に関する法 律第2条第2項に規定する一般廃棄物 又は第4項に規定する産業廃棄物の処 理施設(工場その他の建築物に附属す るもので、当該建築物において生じた 廃棄物のみ処理に供するものを除く。) ⑯風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第2条第1項、第6項 から第11項まで及び第13項のいずれ かに規定する営業の用に供するもの (前各号及び建築基準法別表第2(を) 項に規定されるものを除く。) ※ 主たる建築物の就業者の福利厚生 のための附帯施設として設けるものは 除く。	(200%)	(60%)	—	—	—	・屋根 ・外壁 ・広告物 色彩は、美観を損 なわないような色 彩は避け周囲との 調和を損なわない ものとする。 ・壁面広告物 表示される建築物 の高さを超えない ものとする。	—
東金井東今泉 地区(C地区) (工業)	次に掲げる建築物 ①B地区で建築できないもの(①、②、 ③及び⑭を除く。) ②店舗又は飲食店でその用途に供す る部分の床面積の合計が500m ² を超え るもの ③建築基準法別表第2(る)項第1号及 び第2号に掲げるもの ④畜舎(15m ² を超えないものを除く。)				(1) 隣地等境界線に ついては3m以上 (壁面の位置の制限 を受ける場合に限 る) (2) (1)以外の部分に ついては1m以上 ※ 隅切り部分は除く			
飯塚東矢島地 区(A地区) (2中高)	次に掲げる建築物 ①風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律第2条第1項、第6 項から第11項まで及び第13項のいず れかに規定する営業の用に供するもの (建築基準法別表第2(に)項に規定さ れるものを除く。)	(200%)	(60%)	—	建築物の壁又はこれ に代わる柱の面から 道路境界線までの距 離は1m以上とする。 (隅切り部分は除 く。) ただし、次のものは 除く。 (1) 物置その他これ に類する用途に供 し、軒の高さが2.3m 以下で、かつ、床面 積の合計が10m ² 以 内のもの (2) 車庫、駐輪場の 用途に供し、軒の高 さが2.3m以下のもの (3) 出窓等で、外壁 等の中心線の長さの 合計が3m以下のもの	20m以下	・屋根 ・外壁 ・広告物 色彩は、美観を損 なわないような色 彩は避け周囲との 調和を損なわない ものとする。 ・壁面広告物 表示される建築物 の高さを超えない ものとする。	—

()内の数値は、用途地域において定められた制限。

地区計画の区域内における建築物の制限一覧

令和3年6月30日現在

地区名	建築物の用途制限 (建築してはならない建築物)	容積率の 最高限度	建ぺい率 の最高限 度	建築物の敷地面積の 最低限度	壁面の位置の 制限	建築物の高さの 最高限度	建築物の形態 又は意匠の制限	かき又は さくの構造 の制限
飯塚東矢島地区(B地区) (準住居)	次に掲げる建築物 ①店舗、事務所その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの ②カラオケボックスその他これに類するもの ③マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ④劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3に規定するもの ⑤倉庫業を営む倉庫 ⑥畜舎(15㎡を超えないものを除く。) ⑦廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物又は第4項に規定する産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。) ⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに規定する営業の用に供するもの(前各号及び建築基準法別表第2(と)項に規定されるものを除く。)	(200%)	(60%)	—	建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1m以上とする。 (隅切り部分は除く。)	20m以下	・屋根 ・外壁 ・広告物 色彩は、美観を損なわないような色彩は避け周囲との調和を損なわないものとする。 ・壁面広告物 表示される建築物の高さを超えないものとする。	
飯塚東矢島地区(C地区) (近商)	次に掲げる建築物 ①マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ②劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3に規定するもの ③倉庫業を営む倉庫 ④畜舎(15㎡を超えないものを除く。) ⑤工場(自動車修理工場及び店舗に附属する作業場を除く。) ⑥建築基準法別表第2(と)項第4号に掲げるもの ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに規定する営業の用に供するもの(前各号及び建築基準法別表第2(り)項に規定されるものを除く。)	(200%)	(80%)	200㎡	ただし、次のものは除く。 (1)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が10㎡以内のもの (2)車庫、駐輪場の用途に供し、軒の高さが2.3m以下のもの (3)出窓等で、外壁等の中心線の長さの合計が3m以下のもの	—	・屋根 ・外壁 ・広告物 色彩は、美観を損なわないような色彩は避け周囲との調和を損なわないものとする。 ・壁面広告物 表示される建築物の高さを超えないものとする。	—
飯塚東矢島地区(D地区) (近商)	次に掲げる建築物 ①C地区で建築できないもの ②ボート場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に規定する運動施設(主たる建築物の就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。) ③カラオケボックスその他これに類するもの ④ホテル又は旅館 ⑤自動車教習所	(200%)	(60%)	—		20m以下	・屋根 ・外壁 ・広告物 色彩は、美観を損なわないような色彩は避け周囲との調和を損なわないものとする。 ・壁面広告物 表示される建築物の高さを超えないものとする。	

()内の数値は、用途地域において定められた制限。

地区計画の区域内における建築物の制限一覧

令和3年6月30日現在

地区名	建築物の用途制限 (建築してはならない建築物)	容積率の 最高限度	建ぺい率 の最高限 度	建築物の敷地面積の 最低限度	壁面の位置の 制限	建築物の高さの 最高限度	建築物の形態 又は意匠の制限	かき又は さくの構造 の制限
飯塚東矢島地区(E地区) (1住)	次に掲げる建築物 ①ホテル又は旅館 ②ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に規定する運動施設(主たる建築物の就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。) ③自動車教習所 ④畜舎(15mを超えないものを除く。) ⑤廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物又は第4項に規定する産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。) ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに規定する営業の用に供するもの(前各号及び建築基準法別表第2(ほ)項に規定されるものを除く。)	(200%)	(60%)	—	建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1m以上とする。(隅切り部分は除く。) ただし、次のものは除く。 (1)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が10㎡以内のもの (2)車庫、駐輪場の用途に供し、軒の高さが2.3m以下のもの (3)出窓等で、外壁等の中心線の長さの合計が3m以下のもの	20m以下	・屋根 ・外壁 ・広告物 色彩は、美観を損なわないような色彩は避け周囲との調和を損なわないものとする。 ・壁面広告物 表示される建築物の高さを超えないものとする。	—
飯塚東矢島地区(F地区) (1中高)	—							
富若地区 (準工)	次に掲げる建築物 ①住宅 ②共同住宅、寄宿舎又は下宿 ③物品販売業を営む店舗又は飲食店 ※ ④学校(幼保連携型認定こども園を除く。) ⑤神社、寺院、教会その他これらに類するもの ⑥図書館、博物館その他これらに類するもの ⑦公衆浴場 ⑧診療所 ※ ⑨病院 ※ ⑩老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの ⑪老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ⑫畜舎 ⑬ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に規定する運動施設 ※ ⑭マージャン屋、ばちこ屋、射撃場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ⑮ホテル又は旅館 ⑯自動車教習所 ⑰劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3に規定するもの ⑱カラオケボックスその他これに類するもの ⑲廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物又は第4項に規定する産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。) ⑳風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに規定する営業の用に供するもの(前各号及び建築基準法別表第2(る)項に規定されるものを除く。) ※主たる建築物の就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。	(200%)	(60%)	1,000㎡	(1)道路境界線までの距離3m以上 (2)隣地等境界線までの距離1m以上 ※隅切り部分を除く	25m以下	・屋根 ・外壁 ・広告物 色彩は、美観を損なわないような色彩は避け周囲との調和を損なわないものとする。 ・壁面広告物 表示される建築物の高さを超えないものとする。	—

()内の数値は、用途地域において定められた制限。

地区計画の区域内における建築物の制限一覧

令和3年6月30日現在

地区名	建築物の用途制限 (建築してはならない建築物)	容積率の 最高限度	建ぺい率 の最高限 度	建築物の敷地面積の 最低限度	壁面の位置の 制限	建築物の高さの 最高限度	建築物の形態 又は意匠の制限	かき又は さくの構造 の制限
只上地区 (準工)	<p>次に掲げる建築物</p> <p>①住宅</p> <p>②共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>③物品販売業を営む店舗又は飲食店</p> <p>※</p> <p>④学校(幼保連携型認定こども園を除く。)</p> <p>⑤神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>⑥図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>⑦公衆浴場</p> <p>⑧診療所 ※</p> <p>⑨病院 ※</p> <p>⑩老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>⑪老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>⑫畜舎</p> <p>⑬ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>※</p> <p>⑭マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>⑮ホテル又は旅館</p> <p>⑯自動車教習所</p> <p>⑰劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3に規定するもの</p> <p>⑱カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>⑲廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物又は第4項に規定する産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。)</p> <p>⑳風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに規定する営業の用に供するもの(前各号及び建築基準法別表第2(る)項に規定されるものを除く。)</p> <p>※主たる建築物の就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。</p>	(200%)	(60%)	1,000㎡	<p>(1) 道路境界線までの距離3m以上</p> <p>(2) 区域界となる隣地等境界線までの距離 3m以上</p> <p>(3) その他の隣地境界線までの距離1m以上</p> <p>※隅切り部分を除く</p>	25m以下	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根 ・外壁 ・広告物 <p>色彩は、美観を損なわないような色彩は避け周囲との調和を損なわないものとする。</p> <p>・壁面広告物 表示される建築物の高さを超えないものとする。</p>	—
別所脇屋新田 小金井地区 (A地区) (工専)	<p>次に掲げる建築物</p> <p>①カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>②神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>③公衆浴場</p> <p>④診療所(主たる建築物の就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。)</p> <p>⑤老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>⑥自動車教習所</p> <p>⑦畜舎</p> <p>⑧廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物又は第4項に規定する産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。)</p> <p>⑨風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに規定する営業の用に供するもの(前各号及び建築基準法別表第2(わ)項に規定されるものを除く。)</p>	(200%)	(60%)	1,000㎡	<p>(1) 道路境界線までの距離1m以上</p> <p>(2) 隣地等境界線までの距離1m以上</p> <p>※隅切り部分を除く</p>	31m以下	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根 ・外壁 ・広告物 <p>色彩は、美観を損なわないような色彩は避け周囲との調和を損なわないものとする。</p> <p>・壁面広告物 表示される建築物の高さを超えないものとする。</p>	—

()内の数値は、用途地域において定められた制限。

地区計画の区域内における建築物の制限一覧

令和3年6月30日現在

地区名	建築物の用途制限 (建築してはならない建築物)	容積率の 最高限度	建ぺい率 の最高限 度	建築物の敷地面積の 最低限度	壁面の位置の 制限	建築物の高さの 最高限度	建築物の形態 又は意匠の制限	かき又は さくの構造 の制限
別所脇屋新田 小金井地区 (B地区) (準工)	<p>次に掲げる建築物</p> <p>①住宅</p> <p>②共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>③物品販売業を営む店舗又は飲食店</p> <p>※</p> <p>④学校(幼保連携型認定こども園を除く。)</p> <p>⑤神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>⑥図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>⑦公衆浴場</p> <p>⑧診療所</p> <p>⑨病院 ※</p> <p>⑩老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>⑪老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>⑫畜舎</p> <p>⑬ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>※</p> <p>⑭マージャン屋、ばちこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>⑮ホテル又は旅館</p> <p>⑯自動車教習所</p> <p>⑰劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3に規定するもの</p> <p>⑱カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>⑲廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物又は第4項に規定する産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。)</p> <p>⑳風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに規定する営業の用に供するもの(前各号及び建築基準法別表第2(る)項に規定されるものを除く。)</p> <p>※主たる建築物の就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。</p>	(200%)	(60%)	1,000㎡	(1)隣地等境界線については3m以上(壁面の位置の制限を受ける場合に限る) (2)(1)以外の部分については1m以上 ※隅切り部分は除く	20m以下	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根 ・外壁 ・広告物 <p>色彩は、美観を損なわないような色彩は避け周囲との調和を損なわないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面広告物 <p>表示される建築物の高さを超えないものとする。</p>	—
別所脇屋新田 小金井地区 (C地区) (準工)	<p>次に掲げる建築物</p> <p>①B地区で建築できないもの(②、③及び⑫を除く。)</p> <p>②畜舎(15㎡を超えないものを除く。)</p>			—	—	31m以下		

()内の数値は、用途地域において定められた制限。

地区計画の区域内における建築物の制限一覧

令和3年6月30日現在

地区名	建築物の用途制限 (建築してはならない建築物)	容積率の 最高限度	建ぺい率 の最高限 度	建築物の敷地面積の 最低限度	壁面の位置の 制限	建築物の高さの 最高限度	建築物の形態 又は意匠の制限	かき又は さくの構造 の制限
別所脇屋新田 小金井地区 (D地区) (工業)	次に掲げる建築物 ①ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に規定する運動施設（主たる建築物の就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。） ②カラオケボックスその他これに類するもの ③マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ④図書館、博物館その他これらに類するもの ⑤神社、寺院、教会その他これらに類するもの ⑥公衆浴場 ⑦診療所（主たる建築物の就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。） ⑧老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの ⑨老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ⑩自動車教習所 ⑪畜舎(15㎡を超えないものを除く。) ⑫建築基準法別表第2(る)項第1号及び第2号に掲げるもの ⑬廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物又は第4項に規定する産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。) ⑭風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに規定する営業の用に供するもの（前各号及び建築基準法別表第2(を)項に規定されるものを除く。)	(200%)	(60%)	—	—	31m以下	・屋根 ・外壁 ・広告物 色彩は、美観を損なわないような色彩は避け周囲との調和を損なわないものとする。 ・壁面広告物 表示される建築物の高さを超えないものとする。	—
別所脇屋新田 小金井地区 (E地区) (工業)	次に掲げる建築物 ①D地区で建築できないもの(⑫を除く。) ②一戸建ての住宅							

()内の数値は、用途地域において定められた制限。

地区計画の区域内における建築物の制限一覧

令和3年6月30日現在

地区名	建築物の用途制限 (建築してはならない建築物)	容積率の 最高限度	建ぺい率 の最高限 度	建築物の敷地面積の 最低限度	壁面の位置の 制限	建築物の高さの 最高限度	建築物の形態 又は意匠の制限	かき又は さくの構造 の制限
新田上中地区 (工専)	次に掲げる建築物 ①カラオケボックスその他これに類するもの ②神社、寺院、教会その他これらに類するもの ③公衆浴場 ④診療所(主たる建築物の就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。) ⑤老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ⑥自動車教習所 ⑦畜舎 ⑧廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物又は第4項に規定する産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。) ⑨風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに規定する営業の用に供するもの(前各号及び建築基準法別表第2(わ)項に規定されるものを除く。)	(200%)	(60%)	1,000㎡	(1) 道路境界線までの距離3m以上 (2) 隣地等境界線までの距離1m以上 ※隅切り部分を除く	31m以下	・屋根 ・外壁 ・広告物 色彩は、美観を損なわないような色彩は避け周囲との調和を損なわないものとする。 ・壁面広告物 表示される建築物の高さを超えないものとする。	—
丸山地区 (準工)	次に掲げる建築物 ①住宅 ②共同住宅、寄宿舎又は下宿 ③ホテル又は旅館 ④ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に規定する運動施設(主たる建築物の就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。) ⑤カラオケボックスその他これに類するもの ⑥マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ⑦劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3に規定するもの ⑧学校(幼保連携型認定こども園を除く。) ⑨図書館、博物館その他これらに類するもの ⑩神社、寺院、教会その他これらに類するもの ⑪老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの ⑫老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ⑬自動車教習所 ⑭倉庫業を営む倉庫 ⑮畜舎(床面積の合計が15㎡を超えないものを除く。) ⑯原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150㎡を超えるもの(自動車修理工場を除く。) ⑰建築基準法別表第2(ぬ)項第4号に掲げるもの ⑱廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物又は第4項に規定する産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。) ⑲風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに規定する営業の用に供するもの(前各号及び建築基準法別表第2(る)項に規定されるものを除く。)	(200%)	(60%)	—	(1) 国道50号との境界線については3m以上 (2) 国道50号以外の道路境界線については1m以上 (3) 隣地等境界線については1m以上 ※隅切り部分を除く	25m以下	・屋根 ・外壁 ・広告物 色彩は、美観を損なわないような色彩は避け周囲との調和を損なわないものとする。 ・壁面広告物 表示される建築物の高さを超えないものとする。	—

()内の数値は、用途地域において定められた制限。

地区計画の区域内における建築物の制限一覧

令和3年6月30日現在

地区名	建築物の用途制限 (建築してはならない建築物)	容積率の 最高限度	建ぺい率 の最高限 度	建築物の敷地面積の 最低限度	壁面の位置の 制限	建築物の高さの 最高限度	建築物の形態 又は意匠の制限	かき又は さくの構造 の制限
東別所南部地区 (A地区) (準工)	次に掲げる建築物 ①住宅(寄宿舍又は下宿を除く。) ②劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店又は展示場に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの ③マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ④キャバレー、料理店その他これらに類するもの ⑤ナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3に規定するもの ⑥建築基準法別表第2(ぬ)項第3号に規定する工場 ⑦建築基準法別表第2(ぬ)項第4号に掲げるもの ⑧廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物又は第4項に規定する産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。) ⑨風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに規定する営業の用に供するもの(前各号及び建築基準法別表第2(る)項に規定されるものを除く。)			1,000㎡	(1) 道路境界線については5m以上 (2) 隣地等境界線については3m以上 ※隅切り部分を除く			
東別所南部地区 (B地区) (1住)		(200%)	(60%)			31m以下	・屋根 ・外壁 ・広告物 色彩は、美観を損なわないような色彩は避け周囲との調和を損なわないものとする。 ・壁面広告物 表示される建築物の高さを超えないものとする。	—
東別所南部地区 (C地区) (準住居)	次に掲げる建築物 ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物又は第4項に規定する産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。) ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに規定する営業の用に供するもの(前号及び建築基準法別表第2(ほ)項に規定されるものを除く。)			—	—			

()内の数値は、用途地域において定められた制限。